

令和6年3月1日

排水設備完成検査事務の 方法が増えます！！

(現地立会確認を伴わない運用を追加)
(令和6年4月1日以後の確認申請分より開始)

*従前の事務手順でも検査可能です。

新しい方法の手順1

・排水設備新設等確認申請の際に、
「排水設備完成届の届出後における現地立会確認免除の申出書」(様式1)を併せて提出。

→確認通知をお渡しするまでに、現地立会免除の可否結果をお知らせします。

新しい方法の手順2

・排水設備完了届を提出の際に、
「排水設備施工完了チェックリスト」(様式2)、現場写真、水栓番号のシール写真
(又は水道営業所申請書の写し)を添えて提出



完成図面、様式2、現地写真により、完成検査を市のみで実施。(現地確認は不要です)

→検査完了後に章標(シール)を交付します。

事務担当
下水道河川部下水道河川総務課排水指導担当
電話 0467-81-7204(直通)